

香芝市農業委員会「農地等の利用の最適化推進に関する指針」

令和5年4月1日

香芝市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置づけられた。

香芝市においては、農業の担い手不足と高齢化が問題となっており、それに向けた対策を図っていくことが求められている。

遊休農地の発生防止・解消、担い手等への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や市街化農地以外の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

これらを踏まえた上で、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、香芝市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法第5条第1項に規定する奈良県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する香芝市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	293 ha	2.1 ha	0.72%
3年後の目標 (令和8年3月)	279 ha	2 ha	0.72%
目 標 (令和15年3月)	254 ha	2 ha	0.79%

※ 1 管内農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値となります。

※ 2 遊休農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する総面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員、推進委員及び事務局が連携し、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する

手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて十分に検討し、「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に「基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手等への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手等への農地利用の集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	293ha	1.5ha	0.5%
3年後の目標 (令和8年3月)	279ha	3.0ha	1.1%
目 標 (令和15年3月)	254ha	5.0ha	2.0%

(2) 担い手等への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活動により、担い手等への農地利用の集積・集約を推進する。

イ 農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

ウ 農業委員会サポートシステムによる農地情報の積極的な公表に努める。

エ 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

(3) 担い手等への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手等への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） 新規参入者取得面積	新規参入者数（法人） 新規参入者取得面積
現 状 (令和5年3月)	1人 (0.2ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	3人 (2ha)	1法人 (1ha)
目 標 (令和15年3月)	8人 (4ha)	3法人 (2ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農業の魅力発信と支援事業の周知に努め、新規参入の促進を図る。

イ 新規参入希望者（法人含む。）地域での受け入れ条件の整備を図るとともに、新規参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

香芝市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、香芝市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手等への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力